

この商品について

契約年齢範囲	20歳～70歳
保険期間・保険料払込期間	50歳～80歳かつ10年以上

※保険期間と保険料払込期間は同一となります。

※ご契約条件によりお申込みいただけない場合があります。

保険料払込みの免除について

主契約（本則）の被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、所定の高度障害状態、または所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

リビング・ニーズ特約について

【特定状態保険金の支払事由】

余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

【特定状態保険金の支払額】

年金月額範囲内で、ご請求時に指定した金額（指定年金月額）の年金現価（3,000万円を限度）から6か月間の年金現価に対応する利息および

保険料相当額を差引いた金額をお支払いします（年金現価とは、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の請求日の月単位の応当日に遺族年金の支払事由に該当したものととして支払うべき遺族年金の現価のことをさします）。

【特定状態保険金の受取人】

主契約（本則）の被保険者となります。なお、ご契約者が法人で、かつ遺族年金受取人である場合には、ご契約者が受取人となります。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を主契約（本則）の被保険者に変更することができます。

指定代理請求人特約について

保険金等の受取人である主契約（本則）の被保険者が、保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人（1名）が請求を行うことができる特約です。

その他のご注意

この保険に解約返戻金、配当金はありません。また、契約者貸付制度、保険料振替貸付制度、払済保険・延長定期保険への変更、更新の各お取扱いはありません。

年金受取時の税務取扱について

契約形態	契約例			課税の種類		
	契約者	被保険者	遺族年金受取人	被保険者死亡による受給権取得時	毎月の受取時	一括で受け取った場合
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税*1（遺族年金または災害遺族年金の税法上の評価額に対して課税）	所得税（雑所得）*2	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	—	所得税（雑所得）	所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税（遺族年金または災害遺族年金の税法上の評価額に対して課税）	所得税（雑所得）*2	贈与税

*1 遺族年金受取人が相続人（相続を放棄した人、相続権を失った人を除く）の場合、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。

*2 各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分について雑所得として所得税が課税されます。なお、年金支給初年の所得税は全額非課税となります。

※税務上のお取扱いについては、2025年1月1日現在の税制に基づいて一般的と考えられる内容です。したがって、今後の税制改正等によって変更となる場合や、契約内容等によっては税務上の取扱いが記載内容と異なる場合がありますのでご注意ください。なお、個別の具体的な税務上の取扱いについては、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

- このパンフレットは、2025年4月1日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。
- このパンフレットに記載している社会保障制度に関する内容については、2025年1月1日現在の制度に基づいています。今後の制度改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- FWD生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報については、FWD生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「**重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）**」、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
- 法人をご契約者とする場合には、別途交付する資料「**法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと**」および「**保険設計書**」を参照いただき、税務取扱について留意すべき事項をご確認ください。
- 生命保険募集人について
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。
- 当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。
- この商品は、FWD生命を引受保険会社とする生命保険商品であり預貯金ではありません。したがって、預金保険機構の対象商品とはなりません。



FWD生命は子ども虐待防止「オレンジリボン運動」を支援しています。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル

ホームページ

fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901（通話料無料）

受付時間：月・金（祝日・年末年始を除く）9:00-18:00

募集代理店

FWD
insurance

Celebrate living

健康に不安のある方へ。

FWD収入保障引受緩和

引受基準緩和型収入保障保険（無解約返戻金型）



死亡に備える保障

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。

※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

収入保障保険 | 2025年4月改訂

この保険のポイント

持病や入院・手術の経験があっても、簡単な告知でお申込みいただけます。

例えば、このような持病がある方も告知項目に該当しなければ、お申込みいただけます。



高血圧



脳卒中



狭心症



その他にも、健康診断や人間ドックで異常を指摘された方や現在薬を服用されている方でも、告知項目に該当しなければお申込みいただけます。

死亡した場合、年金支払期間満了まで年金を毎月お支払いします。



「配偶者同時災害死亡時割増特則」を適用することで、同一の不慮の事故で本人および配偶者が2人とも死亡した場合、災害割増遺族年金を**上乘せ**してお支払いします。

詳細は5～6ページ



年金は、その時の状況に応じて受取方法をお選びいただくことができます。

毎月受取

一時受取

一部一時受取

等

詳細は7ページ

年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料の払込みは必要ありません。



告知項目

持病・既往症があっても以下の質問がすべて「いいえ」であればお申込みいただけます。

※ご職業、FWD生命の保険商品への加入状況や過去の保険金・給付金のお受取状況等により、ご契約をお引受けできないこともあります。

1 最近3か月以内に、医師から以下の①または②をすすめられたことはありますか。

①入院*1または手術*2

②がんの疑いでの再検査・精密検査*3

※がんには、白血病・肉腫・悪性リンパ腫などの悪性しゅよう、上皮内がん*4を含みます。



いいえ

2 過去2年以内に、次の病気で入院*1をしたことがありますか。

脳	■脳卒中 ■脳出血 ■脳こうそく ■くも膜下出血
心臓	■心筋こうそく ■狭心症 ■心房細動 ■ブルガダ症候群



いいえ

3 過去5年以内に、以下の病気と新たに診断されたこと*5がありますか。または過去5年以内に、以下の病気により入院*1をしたことや手術*2を受けたことがありますか。

がん	■がん(白血病・肉腫・悪性リンパ腫などの悪性しゅよう、上皮内がん*4を含みます。)
精神	■統合失調症 ■認知症 ■アルツハイマー病
血管	■動脈りゅう
肝臓	■肝硬変 ■B型肝炎 ■C型肝炎 ■肝炎ウイルスキャリア ■慢性肝炎 ■自己免疫性肝炎 ■非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)
腎臓	■ネフローゼ症候群 ■糸球体腎炎 ■膜性腎症 ■腎不全
肺・気管支	■慢性閉そく性肺疾患(COPD) ■肺気腫 ■慢性気管支炎 ■間質性肺炎 ■肺線維症
糖尿病による合併症	■糖尿病を原因とする、網膜症・腎症・下腿皮膚かじよう・神経障害



いいえ

*1 「治療のための入院」「検査入院」「糖尿病等による教育入院」「日帰りの入院」のいずれの場合も含みます。ただし、正常分娩のための入院、健康診断・人間ドックの検査入院は除きます。

*2 「帝王切開」「内視鏡手術」「レーザー手術」「体外衝撃波による結石破砕術」も含みます。

3 「再検査・精密検査をすすめられた」とは、健康診断・人間ドック()または医療機関を受診した結果、診断確定のための再検査・精密検査をすすめられたことをいいます。ただし、再検査・精密検査の結果、異常がなく診療が完了した場合は除きます。

※健康診断・人間ドックとは、健康維持・病気の早期発見のための診察・検査をいい、「定期健康診断(診査)」および自発的にうけた「がん検診」「脳ドック」「PET検診」「生活習慣病予防検診」などの診査や検査を含みます。

*4 上皮内がんとは、がん細胞が臓器の表面を覆っている「上皮」にとどまっている状態です。

*5 再発の診断、転移による診断も含みます。



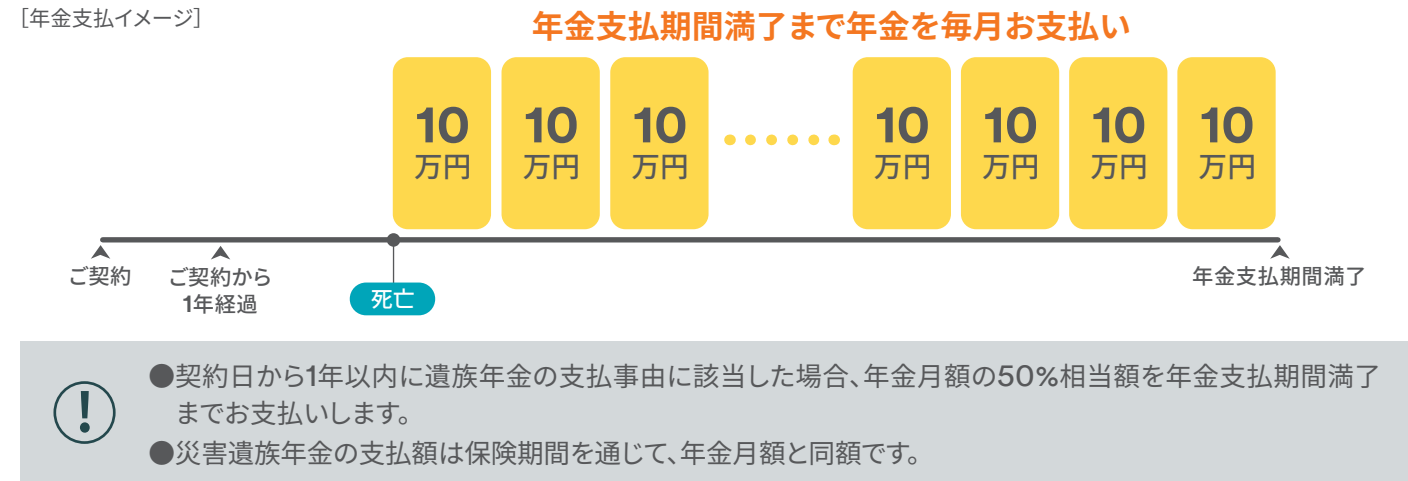
- この商品は持病や、入院・手術の経験がある方でもお申込みいただきやすいように、告知項目を限定し、引受基準を緩和した商品です。そのため、FWD生命の他の収入保障保険と比べて保険料が割増しされています。
- 健康状態について医師の診査を受けたり、より詳細な告知をすることで保険料の割増しがないFWD生命の他の収入保障保険に加入できる場合があります。ただしその際、審査結果等により契約できない場合があります。

この保険のしくみ

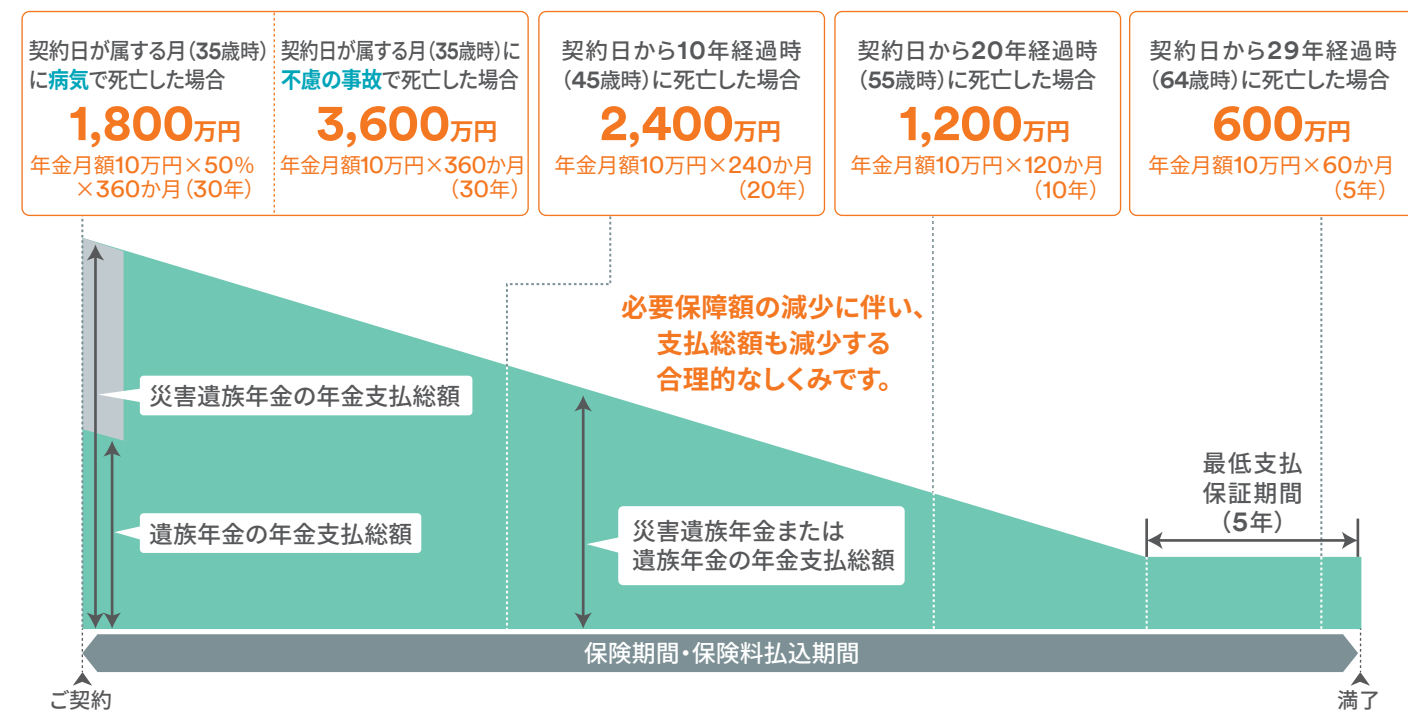
死亡した場合、年金をお支払いします。

【ご契約例】 ■契約年齢:35歳 ■保険期間・保険料払込期間・年金支払期間:65歳 ■最低支払保証期間:5年 ■年金月額:10万円

[年金支払イメージ]



[支払総額の推移イメージ]



保険期間満了の直前に支払事由に該当した場合でも、保険期間満了の日をこえて一定期間は年金をお支払いする「最低支払保証期間」があります。期間は、2年 3年 5年 10年 から選べます。

主契約(本則)の保障内容

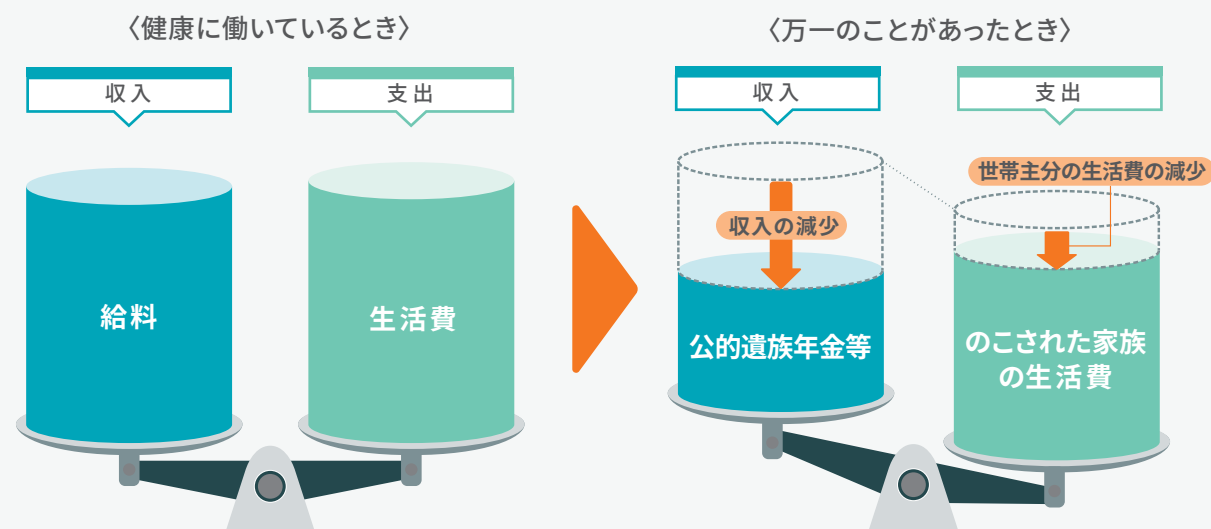
年金名	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額	受取人
遺族年金	契約日から1年以内に死亡したとき(災害遺族年金が支払われる場合を除く)	年金月額の50%	遺族年金受取人
	契約日から1年経過後に死亡したとき(災害遺族年金が支払われる場合を除く)	年金月額と同額	
災害遺族年金	所定の不慮の事故によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき、または所定の感染症により死亡したとき	年金月額と同額	遺族年金受取人

※高度障害状態に該当した場合にお支払いする年金はありません。

ご参考

万一のことがあったときの年金額や保険期間はどのように決めればよいでしょうか？

世帯主が死亡したあと、収入の柱は公的遺族年金等になりますが、収入が減少することで収支のバランスが崩れる可能性があります。



●公的遺族年金の年金額(月額)の例(会社員等については平均標準報酬月額35万円の場合)

	配偶者と子1人	配偶者と子2人
会社員等(遺族厚生年金+遺族基礎年金)	13.4万円	15.3万円
自営業者等(遺族基礎年金)	8.7万円	10.7万円

※年金額の計算根拠につきましては、10ページの年金額早見表(月額)の表下の「計算根拠」をご覧ください。



必要保障額の考え方の例

保障額の目安として、のこされた家族の生活費から公的遺族年金等を差し引いた額を準備しておく目安です。

●たとえば、のこされた家族の生活費＝月額25万円、公的遺族年金等＝月額15.3万円の場合

$$\begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{のこされた家族の生活費} & \text{公的遺族年金等} & \text{不足額(保障額の目安)} \\ \hline \text{月額25万円} & \text{月額15.3万円} & \text{月額9.7万円} \\ \hline \end{array}$$

保障がいつまで必要かライフプランにあわせて検討してみましょう。

- ☒ リタイアするまで
- ☒ お子さまが独立するまで
- ☒ 住宅ローンの返済が終了するまで(団体信用生命保険に未加入の場合)
- ☒ 配偶者の老齢年金の支給が開始されるまで

公的遺族年金等の額は職種や収入、家族構成等によって異なります。10ページに年金額早見表を掲載していますのであわせてご覧ください。





配偶者同時災害死亡時割増特則

この特則を適用すると、同一の不慮の事故で本人および配偶者が2人とも死亡した場合、災害割増遺族年金を上乗せすることができます。



この特則を適用する場合の保険料と、この特則を適用しない場合の保険料は同額のため、適用にあたり追加で保険料を払込む必要はありません。

【ご契約例】 ■年金月額:10万円 ■配偶者同時災害死亡時割増特則:適用(主契約(本則)の被保険者:本人、配偶者同時災害死亡時割増特則の被保険者:配偶者) ■災害遺族年金および災害割増遺族年金の受取人:子

本人および配偶者が同一の交通事故に遭い、2人とも事故の日に死亡した場合

[年金支払イメージ]



保障内容

年金名	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額	受取人
災害割増遺族年金	次のすべてに該当したとき ①主契約(本則)の被保険者が所定の不慮の事故*1によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき ②この特則の被保険者が上記①と同一の所定の不慮の事故*1によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき	年金月額と同額	遺族年金受取人*2

*1 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故となります。急激・偶発・外来の定義については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【急激かつ偶発的な外来の事故の例】 ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息

*2 遺族年金受取人が、この特則の被保険者である場合、遺族年金受取人の法定相続人が年金受取人となります。この場合、主契約(本則)の災害遺族年金の未支払分の年金現価(将来の年金を支払うために必要な金額(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します))およびこの特則の災害割増遺族年金の未支払分の年金現価を遺族年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。

※この保険のお申込みにあたっては、配偶者同時災害死亡時割増特則の適用または不適用を選択していただきます。

※主契約(本則)の被保険者の戸籍上の配偶者がこの特則の被保険者となる資格を有します。



配偶者同時災害死亡時割増特則の申込みには配偶者の自署が必要です。

申込時にこの特則の被保険者となる配偶者の方の同意と申込書への自署が必要です。それによってこの特則が適用されることになります(有効になります)。また、契約後に適用／不適用を変更することも可能です。



本人および配偶者が同一の交通事故に遭い、死亡した場合、以下のお取扱いとなります。

本人が先に死亡した場合

本人の死亡により災害遺族年金のお支払いを開始し、その後、配偶者が死亡した時点から災害割増遺族年金をあわせてお支払いします。

[5ページのご契約例]

本人および配偶者が交通事故に遭い事故の日に本人が死亡、その事故の日から180日以内に配偶者が死亡した場合

[年金支払イメージ]



配偶者が先に死亡した場合

配偶者が死亡しても災害割増遺族年金のお支払いは開始されず、その後、本人が死亡したことにより災害遺族年金および災害割増遺族年金のお支払いを開始します。

[5ページのご契約例]

本人および配偶者が交通事故に遭い配偶者が死亡、その事故の日から180日以内に本人が死亡した場合

[年金支払イメージ]



年金の受取方法

年金はさまざまな受取方法を選べます。

契約日から1年経過時(ご契約後13か月目)に病気で死亡した場合[3ページのご契約例]

① 毎月受取 年金支払期間満了まで遺族年金を毎月受け取れます。

[年金月額10万円を毎月受け取った場合]



② 一時受取 遺族年金を一括で受け取れます。

[年金現価*を一括で受け取った場合]



③ 一部一時受取 当初に遺族年金の一部を一括で受け取り、のこりを年金支払期間満了まで毎月受け取れます。

[年金月額5万円相当分の年金現価*を一括で受け取った場合]



※一部一時受取の選択は初回の年金受取時のみ可能です。

上記のほか、**④一部すえ置** や **⑤全部すえ置** 等も選択できます。

* 支払事由に該当した時点において、将来の年金を支払うために必要な金額のことをいいます(将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します)。

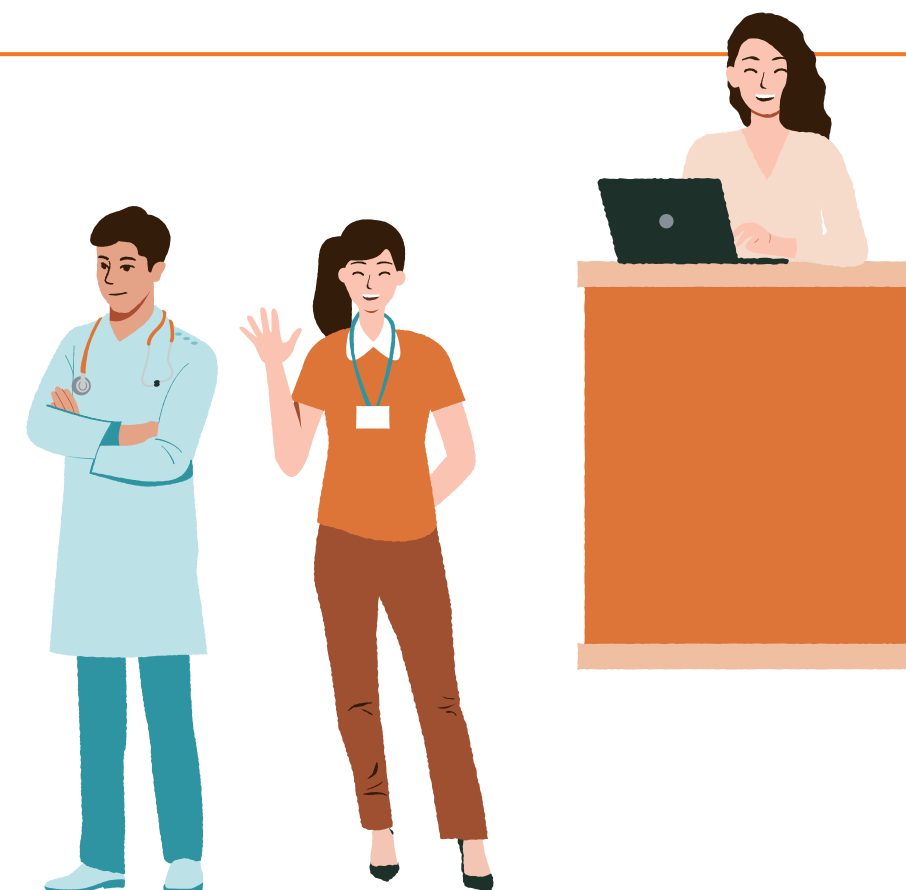
商品付帯サービス

FWD生命では、お客さまの健康をサポートするためのさまざまなサービスを提供しています。
日々の健康管理から、もしものときの受診・治療・治療後のケアまで、医師等の専門家が、さまざまな場面であなたに寄り添います。

※商品付帯サービスはFWD生命保険(株)の業務委託先の企業が提供します。ご利用に際しては諸条件があります。

商品付帯サービスの最新情報や利用方法等、以下のホームページよりご覧いただけます!

<https://www.fwdlife.co.jp/support/servicelist/>





保険料表

■保険料払込期間:保険期間と同一 ■最低支払保証期間:5年 ■保険料払込方法:月払(口座振替扱)

男性 (単位:円)						
契約 年齢 (歳)	年金月額 5万円		年金月額 10万円		年金月額 15万円	
	保険期間 60歳	保険期間 65歳	保険期間 60歳	保険期間 65歳	保険期間 60歳	保険期間 65歳
	60歳	65歳	60歳	65歳	60歳	65歳
20	2,237	2,772	4,268	5,339	6,299	—
21	2,257	2,810	4,308	5,415	6,359	—
22	2,278	2,850	4,349	5,494	6,420	—
23	2,299	2,891	4,392	5,577	6,485	—
24	2,326	2,937	4,444	5,668	6,562	—
25	2,355	2,988	4,503	5,771	6,651	8,553
26	2,392	3,047	4,575	5,887	6,758	8,727
27	2,432	3,111	4,655	6,015	6,879	8,919
28	2,478	3,181	4,746	6,155	7,014	9,129
29	2,526	3,255	4,843	6,303	7,159	9,351
30	2,579	3,335	4,947	6,462	7,315	9,588
31	2,643	3,418	5,075	6,628	7,506	9,838
32	2,712	3,507	5,211	6,805	7,710	10,102
33	2,785	3,599	5,355	6,989	7,925	10,379
34	2,860	3,695	5,504	7,180	8,147	10,665
35	2,935	3,790	5,652	7,370	8,370	10,950
36	3,008	3,897	5,797	7,581	8,586	11,266
37	3,076	3,997	5,931	7,781	8,785	11,564
38	3,136	4,090	6,048	7,965	8,961	11,839
39	3,185	4,171	6,144	8,126	9,104	12,081
40	3,222	4,240	6,216	8,262	9,210	12,284
41	3,245	4,295	6,260	8,369	9,275	12,443
42	3,252	4,332	6,272	8,441	9,291	12,550
43	3,244	4,352	6,253	8,480	9,262	12,607
44	3,222	4,356	6,206	8,486	9,190	12,616
45	3,189	4,347	6,136	8,466	—	—
46	3,143	4,329	6,041	8,426	8,938	—
47	3,091	4,299	5,933	8,365	8,774	—
48	3,034	4,261	5,814	8,285	8,594	—
49	2,972	4,211	5,684	8,183	8,396	—
50	2,900	4,146	5,535	8,049	8,169	—
51	—	4,058	—	7,870	—	11,682
52	—	3,954	—	7,657	—	11,361
53	—	3,836	—	7,417	—	10,998
54	—	3,711	—	7,161	—	10,611
55	—	3,580	—	6,894	—	10,208

※上記のご契約条件においては、 枠内は取扱対象外となります。保険期間や年金月額等を変更することでお申込みいただける場合があります。詳細は募集代理店までお問い合わせください。

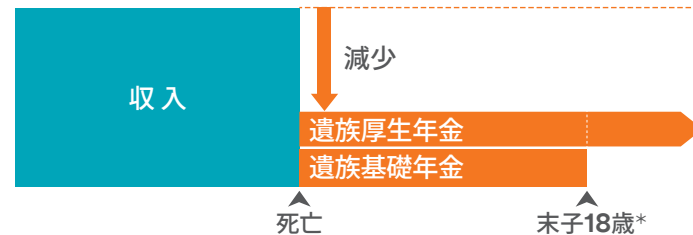
女性 (単位:円)						
契約 年齢 (歳)	年金月額 5万円		年金月額 10万円		年金月額 15万円	
	保険期間 60歳	保険期間 65歳	保険期間 60歳	保険期間 65歳	保険期間 60歳	保険期間 65歳
	60歳	65歳	60歳	65歳	60歳	65歳
20	1,603	1,945	3,001	3,685	4,398	—
21	1,603	1,955	3,000	3,705	4,397	—
22	1,604	1,965	3,001	3,726	4,398	—
23	1,604	1,977	3,002	3,750	4,400	—
24	1,606	1,991	3,006	3,777	4,406	—
25	1,611	2,007	3,014	3,808	4,417	5,609
26	1,617	2,026	3,027	3,847	4,437	5,667
27	1,627	2,049	3,046	3,892	4,465	5,734
28	1,638	2,074	3,067	3,941	4,497	5,808
29	1,651	2,101	3,092	3,994	4,533	5,887
30	1,663	2,128	3,117	4,048	4,570	5,968
31	1,683	2,157	3,155	4,106	4,627	6,055
32	1,704	2,189	3,196	4,170	4,688	6,150
33	1,729	2,224	3,244	4,239	4,759	6,254
34	1,756	2,262	3,296	4,315	4,836	6,367
35	1,784	2,302	3,350	4,393	4,916	6,484
36	1,810	2,348	3,402	4,484	4,993	6,620
37	1,836	2,393	3,452	4,573	5,067	6,753
38	1,861	2,438	3,499	4,661	5,137	6,884
39	1,884	2,481	3,544	4,747	5,204	7,013
40	1,907	2,526	3,588	4,834	5,269	7,142
41	1,931	2,569	3,632	4,919	5,333	7,269
42	1,952	2,612	3,672	5,002	5,392	7,392
43	1,971	2,652	3,708	5,080	5,445	7,508
44	1,987	2,687	3,737	5,148	5,486	7,610
45	1,998	2,716	3,754	5,204	—	—
46	1,998	2,736	3,752	5,242	5,506	—
47	1,991	2,746	3,734	5,260	5,476	—
48	1,976	2,745	3,699	5,254	5,421	—
49	1,952	2,730	3,645	5,221	5,338	—
50	1,916	2,699	3,568	5,157	5,220	—
51	—	2,652	—	5,059	—	7,465
52	—	2,592	—	4,934	—	7,276
53	—	2,521	—	4,788	—	7,055
54	—	2,444	—	4,629	—	6,814
55	—	2,365	—	4,464	—	6,564



【ご参考】公的遺族年金について

厚生年金または国民年金の加入者が亡くなられたとき、その方によって生計を維持されていた遺族に支給されるのが公的遺族年金です。

■会社員等(厚生年金)



*遺族厚生年金を受給していた40歳以上65歳未満の妻が「末子が18歳到達年度の末日に達した」等により遺族基礎年金を受給できなくなったとき、65歳になるまで中高齢寡婦加算を受け取ることができます。

遺族基礎年金とは

国民年金の加入者(自営業者等)が亡くなられたとき、「18歳到達年度の末日までの子(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)がいる配偶者」、または「子」に支給される年金です。

遺族厚生年金とは

厚生年金の加入者(会社員等)が亡くなられたとき、のこされた配偶者や子に遺族基礎年金の上乗せとして支給される年金です。

年金額早見表(月額)

※かつこ内は年額となります。

(単位:万円) [令和6年12月時点]

	平均標準報酬月額	配偶者(妻)のみ (本人(夫)死亡のケース)	配偶者と子1人	配偶者と子2人	配偶者と子3人
会社員等 (遺族厚生年金 + 遺族基礎年金)	20万円	7.7 (93.2)	11.4 (137.1)	13.3 (160.6)	14.0 (168.4)
	25万円	8.4 (101.2)	12.0 (145.1)	14.0 (168.6)	14.7 (176.4)
	30万円	9.1 (109.2)	12.7 (153.1)	14.7 (176.6)	15.3 (184.4)
	35万円	9.7 (117.3)	13.4 (161.1)	15.3 (184.6)	16.0 (192.5)
	40万円	10.4 (125.3)	14.1 (169.2)	16.0 (192.6)	16.7 (200.5)
	45万円	11.1 (133.3)	14.7 (177.2)	16.7 (200.7)	17.3 (208.5)
	50万円	11.7 (141.3)	15.4 (185.2)	17.3 (208.7)	18.0 (216.5)
自営業者等 (遺族基礎年金)	55万円	12.4 (149.3)	16.1 (193.2)	18.0 (216.7)	18.7 (224.5)
	60万円	13.1 (157.3)	16.7 (201.2)	18.7 (224.7)	19.3 (232.5)
	—	支給されません	8.7 (105.0)	10.7 (128.5)	11.3 (136.3)

[計算根拠]

※遺族厚生年金額については、厚生年金の加入期間を25年(300月)として計算しています。なお、2003年4月以降は、総報酬制の適用を受けますが、賞与総額を年間の月給合計の30%として平均標準報酬月額から平均標準報酬額を算出し、計算しています。

※本人(夫)が死亡し、配偶者(妻)のみの場合の遺族厚生年金は、死亡時における配偶者の年齢が40歳から64歳の場合の金額であり中高齢寡婦加算を含んでいます。

※子は18歳到達年度の末日までの子(1,2級の障害のある子は20歳未満)をいいます。

※本人が死亡し、子のいる配偶者が受け取る場合、配偶者の生年月日は昭和31年4月2日以後として計算しています。

※各年金額は、千円未満を切り捨てています。

※年金額については一定の条件のもと、簡易的に計算した目安であり実際の支給額を保証するものではありません。